

【新旧対照表】「JALカード会員規約（個人用）」の改定箇所（下線部分が改定箇所です。）

現行（2022年4月版）	改定後（2023年4月版）	備考
第7条（カードの貸与および有効期限）	第7条（カードの貸与および有効期限）	
2. カードは、カード <u>表面</u> に記載された会員本人以外は利用できません。	2. カードは、カード <u>券面</u> に記載された会員本人以外は利用できません。	表面→券面へ修正。
5. カードの有効期限は、両社が指定するものとし、カード <u>表面</u> に記載した月の末日までとします。	5. カードの有効期限は、両社が指定するものとし、カード <u>券面</u> に記載した月の末日までとします。	表面→券面へ修正。
第16条（個人情報の開示等請求）	第16条（個人情報の開示等請求）	
3. 開示等請求は、本規約末尾の「お客さまサービスセンター」へ連絡するものとします。また、開示等請求に関する事項については当社 Web サイトでもお知らせしております。	3. 開示等請求は、本規約末尾の「 <u>コンタクトセンター</u> 」へ連絡するものとします。また、開示等請求に関する事項については当社 Web サイトでもお知らせしております。	お客さまサービスセンター→コンタクトセンターへ修正。
第18条（当社または特約店等の営業案内等の中止の申し出）	第18条（当社または特約店等の営業案内等の中止の申し出）	
当社は、会員が第14条【2】(4)に定める営業案内等について中止を申し出た場合、カード・会員誌等に同封されるパンフレット類およびその他業務上必要な案内を除き、それ以降これを中止するものとします。なお、本条に関する申し出は本規約末尾の「お客さまサービスセンター」へ連絡するものとします。	当社は、会員が第14条【2】(4)に定める営業案内等について中止を申し出た場合、カード・会員誌等に同封されるパンフレット類およびその他業務上必要な案内を除き、それ以降これを中止するものとします。なお、本条に関する申し出は本規約末尾の「 <u>コンタクトセンター</u> 」へ連絡するものとします。	お客さまサービスセンター→コンタクトセンターへ修正。
2022年4月1日改定	2023年4月1日改定	